

● 「かながわ青少年育成・支援指針」の改定について

平成 28 年 3 月に策定した「かながわ青少年育成・支援指針」については令和 2 年度に指針の改定を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、改定時期を令和 4 年度に変更したものである。

(1) 改定の概要

ア 改定の趣旨

子ども・若者の生きる力を尊重し、主体的に生きることを実現できるよう、県民全体の理解と協力と責任の下で進めていくための共通の道しるべとして、また、子ども・若者への総合的な支援施策の推進を目的として指針を改定する。

イ 計画の位置付け

「子ども・若者育成支援推進法」第 9 条第 1 項に基づく都道府県子ども・若者計画として策定する。

ウ 計画期間

令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

(2) 改定のポイント

ア 指針名称の変更

指針名称を「子ども・若者支援指針」に変更する。

指針の対象は、乳幼児期から青年期まで（0 歳から 30 歳未満）を「青少年」とし、施策によっては、40 歳未満の「ポスト青年期」の者も対象としてきた。改定にあたり、指針の対象を明確にするため、「青少年」に代わり、乳幼児期からポスト青年期までを包含する「子ども・若者」を指針の名称に用いることとする。

また、子ども・若者を育成の対象とすることから、子ども・若者が自らをめぐむことへの支援に重点を置くとともに、子ども、若者、大人が社会を構成する仲間として、共に生き、支え合うパートナーとなり多様な自立、社会参画を可能にする社会の実現を目指すことを明確にするため、「育成・支援」から、子ども・若者への「支援」に重点を置く名称に変更する。

イ 社会情勢等の変化への対応、時宜を得た新たな取組み等の反映

新型コロナウイルス感染症拡大下における、子ども・若者を取り巻く社会変化や、令和 4 年 4 月から成年年齢が 18 歳へ引き下げられたことへの影響など、社会情勢等の変化への対応を反映するとともに、子ども・若者が家族の介護等

を行うヤングケアラーや、近年増加している若者の自殺等への対応など、新たな取組等についても指針に反映する。

ウ 指針の進行管理

子ども・若者育成支援推進法に基づく「子供・若者育成支援推進大綱（内閣府）」では、大綱に基づく施策全体の点検・評価に当たり、子供・若者の生育状況等に関する各種指標を「子供・若者インデックス」と名づけ、それらを整理し、可視化したデータ集として「子供・若者インデックスボード」を作成している。本指針でも、国の指標を基に、県の子ども・若者の状況を把握し、進行管理を行う。

(3) 改定骨子案

別紙のとおり

(4) 今後のスケジュール

令和4年6月 第2回県議会定例会厚生常任委員会に改定骨子案を報告

9月 神奈川県青少年問題協議会において改定指針素案を説明

第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定指針素案を報告

10月 改定指針素案に対するパブリック・コメントの実施

～11月

令和5年1月 神奈川県青少年問題協議会において改定指針案を説明

2月 第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定指針案を報告

3月 指針を改定

かながわ子ども・若者支援指針（骨子案）

1 指針改定の経緯と趣旨

- (1) 指針改定の経緯
- (2) 指針名称の変更

2 指針の位置づけ

- (1) 県の子ども・若者施策の基本となる指針
- (2) 県民全体の理解と協力と責任の下で子ども・若者への支援を進めていくための共通の道しるべ
- (3) 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく県計画
- (4) 「かながわグランド・デザイン」を補完し、特定課題に対応する個別の指針

3 指針の対象

乳幼児期から青年期まで（0歳から30歳未満）を「青少年」とし、施策により、40歳未満の「ポスト青年期」の者も対象とする。

4 子ども・若者を取りまく状況

- (1) 人口、世帯の状況
- (2) 子ども・若者の意識
- (3) 若者の就業状況
- (4) 子ども・若者に関する困難な状況
- (5) 子ども・若者の情報通信環境
- (6) 地域の状況

5 目標とする社会と施策の基本目標

- (1) 目標とする社会
- (2) 施策の基本目標

6 施策の方向と施策の展開

7 子ども・若者支援に向けた取組みの推進